

## 令和3年度給与改定（第4回）団体交渉

① 日 時 令和3年11月19日（金）0時02分～0時09分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、橋本副区長会副会長（板橋）、  
高野副区長会副会長（墨田）、齊藤副区長（中央）、荒川副区長（台東）、  
川野副区長（大田）、小西副区長（練馬）、押田副区長（江東）、  
入澤副管理者、小林人事企画部長、小池調査課長、金子勤労課長、  
林労務・制度改革担当課長

（組合）江森委員長、西村副委員長、坂部副委員長、多田書記長、渡辺書記次長、  
泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、  
高橋常任中央執行委員、萩原常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

先月20日の人事委員会勧告以降、私どもは、その取扱いについて、総合的かつ慎重に検討を重ねてまいりましたが、本日、最終判断をいたしましたので、申し上げます。

勧告では、月例給については、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出した結果、特別区職員が民間従業員を94円、率にして0.02パーセント上回っている状況ですが、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないこととし、特別給については、再任用職員以外の職員にあっては0.15月、再任用職員にあっては0.05月、それぞれ期末手当で引き下げることとなっております。

これを踏まえ、本年の月例給の取扱いについては、給料表及び諸手当の改定を行わないこととし、引き続き、現行の条例等の規定どおり、支給することといたします。

また、本年の特別給の改定については、勧告のとおり実施することとします。この改正による期末手当の年間支給月数は、定年前職員にあっては2.40月、再任用職員にあっては1.35月となります。

なお、今年度については、3月期の期末手当の支給月数を引き下げることといたします。

来年度以降の各期の期末手当の支給月数については、「期末手当に係る支給月数の改正について（案）」のとおりです。

次に、業務職給料表について申し上げます。

私どもは、業務職給料表の取扱いについても、慎重に検討を重ねてまいりましたが、本年の月例給の取扱いを踏まえ、改定を行わないこととし、引き続き、現行の条例の規定どおり、支給することといたします。

次に、担当技能長について申し上げます。

私どもは、引き続き、各区における担当技能長の運用状況について、労使で検証し、課題の共有化を図ってまいりたいと考えております。

次に、定年引上げに係る人事・給与制度の改正について申し上げます。

私どもは、皆さんと精力的に協議を重ねてまいりましたが、皆さんとの考え方の溝が埋まらないことから、今給与改定交渉での課題解決には至りませんでした。

しかしながら、定年引上げの円滑な実施のため、今年度内を目途に速やかに課題を解決しなければなりません。したがって、給与改定交渉の終了後も、引き続き、皆さんと協議をしてまいりたいと考えております。

次に、再任用職員の職務の級の取扱いに係る見直しについて申し上げます。

皆さんからの強い要求をいただき、慎重に検討した結果、現行再任用職員のフルタイム勤務に限り、先行して、令和4年度実施とすることとします。

詳細は、「再任用職員の職務の級の取扱いに係る見直しについて（最終案）」のとおりです。

次に、会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数の改定期限について申し上げます。

皆さんからの強い要求を踏まえ、次年度以降の会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数の改定期限については、来年度の給与改定交渉期に結論が得られるよう改めて検討の上、協議してまいりたいと考えております。

その他の給与改定諸項目については、別紙のとおりといたします。

ただいま申し上げた私どもの考えは、区政を取り巻く環境が極めて厳しい中、本年の人事委員会勧告を踏まえて、熟慮に熟慮を重ねた結果の最終判断になりますので、是非ともご理解いただきたく存じます。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、皆さん方から2021年度の給与改定について、考え方と回答が示されました。

一時金についてですが、本日の団体交渉の時点において、政府の人事院勧告の取

り扱いは決定されておられません。その理由は、「経済対策等政府全体の取組との関係の見極め」とされていることから、一時金の取扱いについて従来とは異なる対応も想定されます。仮に大きな取扱いの違いが生じた場合は、均衡の原則を踏まえて、必要な対応を行うべきと考えます。

〈当局〉

ただいま、皆さんから言及がありました一時金の取扱いについては、今回の期末手当に係る提案が、特別区と同様に人事委員会を設置する東京都や他団体の動向に加え、条例改正の手續における人事委員会の関与といった点を踏まえたものであることをご理解いただきたく存じます。

〈清掃労組〉

最後に、一言だけ申し上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中において、区民の衛生的な生活環境を守るために、今もなお、すべての職員が奮闘を続けています。区民が生活していく上で欠かせない仕事として、清掃事業は一日たりとも滞らせることはできません。

また、近年増える災害時においても、復旧の第一歩は自らの役割と自覚し、日々の業務に邁進しております。

私どもは、今賃金確定期に、様々な課題を精力的に協議してまいりました。それは、単に清掃職員の労働条件の改善にとどまらず、良質な公共サービスとしての清掃事業のあり方に直結する課題であるとともに、区民の安全・安心につながるという認識で協議に臨んでまいりました。

残念ながら、定年引上げに係る人事・給与制度の改正については、互いの考え方の溝が埋まらないことから、引き続き協議となりましたが、私どもは、全ての職員が区民のためにやりがいを持ち、安心して働ける制度構築を求めています。時間も限られることから、積極的な協議をお願いします。

その他の皆さん方から示された考え方と回答は、これまでの私どもの主張に対し、踏み込んだものと受け止めて、機関に持ち帰り判断することといたします。